

これからの規制動向

これまでの考え方と今後の予想

有限責任監査法人トーマツ
リスク管理戦略センター
大山 剛
2015年9月



本資料の意見に関する部分は講演者の私見であり、所属する法人の公式見解ではありません。
本資料は信頼できると判断した資料・データ等により作成いたしました。その正確性および完全性について保証するものではありません。参考にいたしました資料やそこに記載されていた数値等につきましては、その合理性や妥当性についてのレビューは一切行っておりません。
本資料中に記載された意見や予測は作成時点のものであり、今後新たな情報等が得られた場合には予告なく変更される可能性があります。

これまでの金融規制の流れ

金融自由化以降の日本における金融規制の流れは、大きく4つのフェーズに分かれる

<1980年代後半以降>

- 金融自由化⇒業務規制から徐々にリスクの「管理」に焦点を当てた規制にシフト
- グローバル化⇒バーゼル規制の導入といった国際的な規制の導入

<1990年代以降>

- 不良債権問題⇒資産査定・信用リスク管理の厳格化・保守化
- 金融システム危機⇒破綻処理レジームの確立、業際規制の撤廃

<2000年代半ば以降>

- 更なるグローバル化・リスク管理高度化⇒内部モデルや第二の柱を特徴としたバーゼルIIの導入
- 不良債権問題の沈静化⇒資産査定中心の検査からリスクの大きさに焦点を当てた検査への移行

<2010年代初以降>

- 国際金融危機を契機とした新しい国際金融規制の流れ ⇒ システミックリスク対応等を特徴としたバーゼル2.5、3、3.5等に対応した規制導入の準備
- アベノミクス第三の柱の核であるガバナンスの強化⇒リスクアペタイトの抑制から喚起へのシフト

<2020年代以降??>

- 成長鈍化と新しい国際金融規制の不具合の顕現化⇒アジア的金融規制の主導
- 財政を中心とした不均衡の深刻化⇒マクロプルーデンス体制の強化
- FinTech等の技術革新⇒エンティティではなく、より機能面を重視した緩やかな金融規制へのシフト

各規制分野における最近の動向 – プルーデンス体制の整備

リスクベースの監督(RBS)の金融危機前後での変化

	金融危機前のRBS	金融危機後のRBS
(リスク・ベースの基礎となる)重要なリスク認識の視点	<ul style="list-style-type: none"> ■ ミクロの視点 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ミクロ、およびマクロ(システミック・リスク)の視点
(リスク・ベースの基礎となる)重要なリスクの認識方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ (主に)フォーミュラ・ベース ■ 基本は(破綻時のインパクト) × (破綻発生頻度) ■ 破綻時のインパクト⇒主に金融機関の規模 ■ 破綻発生頻度⇒バーゼルII上のRWAが基本 	<ul style="list-style-type: none"> ■ よりジャッジメント・ベース ■ より破綻時のインパクト(すなわちG-SIBs)に焦点⇒破綻発生頻度という視点では、従来よりも、(G-SIBs破綻といった)よりリモートな可能性を重視した認識となっている ■ 破綻発生頻度の評価では、ガバナンス等を通じたリスク制御面も重視
リスクのスコープ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の「結果」として生じた損失事象に焦点(例えば、信用リスクや市場リスクの定義に従った損失事象) ■ 主にバーゼルIIでカバーされたもの ■ ガバナンスやビジネスモデルへの考慮は限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 損失事象の「本源的要因」に注目 ■ 戦略、コンダクト、レピュテーション・リスク等を含むより広範なスコープ ■ リスク文化、ガバナンス、RAF等のリスク制御面も重視
リスク評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主にフォーミュラ・ベース ■ one size fits allタイプ ■ バックワード・ルッキング 	<ul style="list-style-type: none"> ■ よりジャッジメント・ベース ■ よりフォワード・ルッキング ■ ストレスシナリオ・ベース、および水平レビューの重視 ■ マクロ経済分析の重視
リスク評価用のデータ	<ul style="list-style-type: none"> ■ バーゼルII主導のデータ収集で、用途は主にRWA計算に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記のリスク評価を可能とするための多様なデータの収集 ■ タイムリーな収集・分析を可能とするためのMISの構築

国際金融規制の9のトレンド(1/4)

個別金融機関におけるリスクの緩和

	金融危機が示した問題点	当局の対応	具体的な規制
財務バッファの増強	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大銀行の体力の「脆弱」さ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務健全性という視点からの体力の増強 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本比率規制⇒所要自己資本の増加 ■ 流動性規制(LCR、NSFR)⇒所要流動性バッファの増加 ■ レバレッジ比率規制⇒所要自己資本の増加 ■ TLAC⇒自己資本以外の損失吸収バッファの増加 ■ 監督上のストレステストの導入⇒所要自己資本の増加
ガバナンス・リスク管理全般の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧米大銀行のモラルの低さ、ガバナンス上の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大銀行の「ガバナンス／文化の入れ替え」要請 	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスクアペタイト・フレームワークの構築 ■ リスク文化のレビュー ■ コーポレート・ガバナンスの強化 ■ リスクデータの収集体制の構築 ■ 報酬・評価体系の見直し ■ 監督上のストレステストの導入
システミック・リスクの削除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大銀行のシステミック・リスクの大きさとベイルアウトせざるを得なかった現実 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大銀行を「無害にする」、「潰しやすく」するための措置の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 銀行の構造改革(ボルカールール、リングフェンス等) ■ 再建・破綻処理計画(RRP)の作成 ■ TLACの導入

国際金融規制の9のトレンド(2/4)

個別金融機関におけるリスクの特定

	金融危機が示した問題点	当局の対応	具体的な規制
リスクの再評価	<ul style="list-style-type: none"> 大銀行の経営さえ危うくするリスクの発生確率が、実は当初想定よりも格段に高いという事実 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの過小評価の要因の洗い出しと、過小評価の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 証券化に係るリスク、カウンターパーティ・リスクの見直し 市場リスク規制の見直し(トレーディング勘定取引の抜本的見直し) 信用リスクやオペレーショナル・リスク規制の見直し(標準的手法、および先進的手法) 銀行勘定の金利リスクに係る規制の見直し
新しいリスクの規制への取り込み	<ul style="list-style-type: none"> これまで「リスク管理の対象として強く意識してこなかった」リスクの重要性 	<ul style="list-style-type: none"> 「想定外」と言われたリスクや、データ不足等から実態の把握が難しかったリスクの取り込み 	<ul style="list-style-type: none"> レピュテーション・リスク リスク集中 戦略リスク コンダクト・リスク エマージング・リスク 監督上のストレステスト
ディスクロージャーの強化	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が公表する情報が量や比較可能性という視点から不十分であったが、結果、市場規律が機能しなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ディスクロージャー情報の充実と比較可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> バーゼルIIのピラー3の見直し

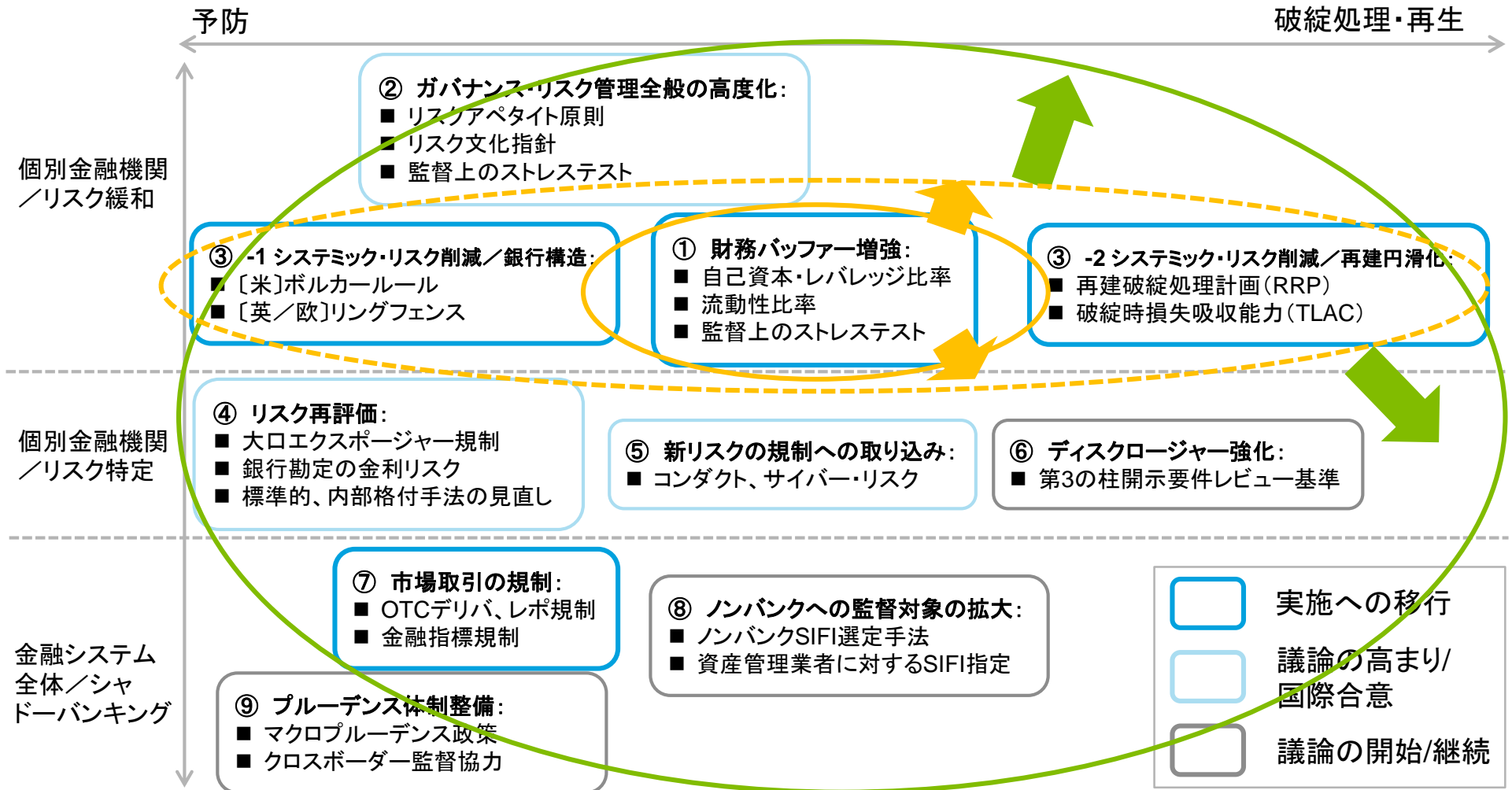
国際金融規制の9のトレンド(3/4)

金融システム全体のリスクへの対処

	金融危機が示した問題点	当局の対応	具体的な規制
市場取引の規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスクの変成を可能とするデリバティブ取引の流れを当局が把握せず、リスクの伝播を早めたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デリバティブ取引の流れを可視化すると同時に、可視化出来ない取引には、マージンコール等を義務付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デリバティブ取引のCCPへの集中化 ■ OTCデリバティブ取引に対するマージンコールの義務化 ■ デリバティブ取引に係る情報収集体制の整備 ■ 金融指標規制(但し、規制の背後にある主な要因はコンダクトリスク対策)
ノンバンクの規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 銀行に対する規制の強化はノンバンクへの取引のシフトを促す可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々なノンバンク的組織やノンバンク的機能への規制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 証券化・レポ取引 ■ MMF ■ 保険 ■ 資産管理会社
プルーデンス体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ マクロ・プルーデンス的視点の欠如や不十分なリスク評価体制が危機の深刻化をもたらしたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ マクロ・プルーデンス体制の整備 ■ 銀行のガバナンスへの視点やフォワードルッキングなリスク計測の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 銀行監督におけるマクロ・プルーデンス的視点の導入 ■ カウンターシクリカル・バッファの導入 ■ 監督上のストレステスト ■ クロスボーダーの監督強化 ■ 監督手法やパフォーマンスに係るピアレビューの実施

国際金融規制の9のトレンド(4/4)

金融危機以降の流れ



国際金融規制の今後の方向性(1/2)

	2015/16年	2018/19年(予想される姿)	今後の展開をみる上での邦銀における留意点
①財務バッファ増強	<ul style="list-style-type: none"> ■ 残る議論はレバレッジ比率やTLACの最低所要水準や監督上のストレステストの扱い ■ LCRの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ レバレッジ比率は3%を大きく上回るか? ■ TLACのRWA比率は不変でもRWAは大幅増加の見込み ■ ストレステストの扱いは不透明 ■ LCR、NSFR実施に伴い流動性リスク管理の姿も変化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不確実性が引続き非常に高い ■ レバレッジ比率、自己資本比率どちらがbindingかで最適ポートの姿は大きく異なる ■ 高流動性資産の増強・圧縮双方への圧力が加わる中でのポート運営の困難化
②ガバナンス・リスク管理全般の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ■ RAFの構築/ビジネスモデルの議論が徐々に本格化 ■ RDA要件の充足は難航 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営戦略とリスク管理の有機的な融合や透明化の達成 ■ RDA要件の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 独立取締役と当局目線の整合性確保 ■ 個人責任や報酬・評価体系の問題への対応
③-1システムック・リスク削減/銀行構造	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国等におけるグループ構造シンプル化の検討/着手 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外におけるグループ構造シンプル化の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 邦銀のサイズ拡大志向(海外G-Sibsに逆行)の扱い
③-2システムック・リスク削減/再建円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ RCPIに加え、徐々にRSPの議論も本格化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要国当局全てに対し説得力を持つRSPが作成されると同時に、これに応じてグループのレゾルバビリティも向上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米英のRSPの議論がどこまで邦銀に影響を与えるか

国際金融規制の今後の方向性(2/2)

	2015/16年	2018/19年(予想される姿)	今後の展開をみる上での邦銀における留意点
④リスク再評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ FRTBに加えて、信用、オペリスクの標準的手法やIRRBBの改定の議論が本格化 ■ ソブリンの信用リスク認識の議論も 	<ul style="list-style-type: none"> ■ FRTB、信用・オペリスクの改定SAが決着すると同時に、IRBやAMA、さらにはフロアの議論も決着する(フロアがどの程度bindingになるかは不透明) ■ ソブリンの信用リスク認識も求められる方向か 	<ul style="list-style-type: none"> ■ フロアの議論次第で、邦銀の所要資本、TLACやビジネスモデルにも大きな影響を与える可能性 ■ IRRBBも仮に第2の柱となっても相応のインパクト有り ■ ソブリンの信用リスク認識に係る不透明性も高い
⑤新リスクの規制への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンダクト・リスクや戦略リスクへの関心が高まりつつある ■ 事故の増加に伴い、サイバーセキュリティ・リスク対応も喫緊の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンダクトリスクや戦略リスク、さらにはトップリスクに対するシステムティックな対応の枠組みが整う ■ サイバーセキュリティ・リスク対応の高度化はなされるものの、事故は今後も増える見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンダクトリスクは当局目線の変化に大きく依存する傾向が強く、不確実性も高い ■ コンダクトリスクやサイバーセキュリティ・リスクに係る規制の導入もあり得るか？
⑦市場取引の規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ OTCデリバ規制の策定作業は概ね最終段階にあるものの、欧米間で域外適用の一貫性が欠如 ■ CCPのシステムミック・リスクへの対処策が重要論点に 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 証券ファイナンス取引への追加規制(ヘアカット要件や報告要件の厳格化)が適用され、短期証券市場の流動性低下 ■ CCP等にシステムミック・リスクが集中する可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧米間の「市場の分断」が市場流動性や市場参加者のリスク管理・流動性管理に悪影響を与える可能性 ■ 規制強化を受けて、欧米金融機関の資本市場ビジネスのプレゼンスが低下？

主要国の監督当局のリスクアペタイトの違い

主要国の監督当局が、ステークホルダーから負っている期待（監督当局のリスクアペタイト／リスク許容度の源泉）は、大きく3つの分野に分けることができる。これらの分野間にはトレードオフの関係が成り立つことも多く、そのバランスの取り方に、各国毎の特徴が出る

■ 金融システムの安定性：

リスクアペタイトが小さい（リスク許容度が小さい）とは、金融システムの安定性を損なうような事態を許容する水準が低いことを指す

■ 金融システムの経済成長への貢献：

リスクアペタイトが小さい（リスク許容度が小さい）とは、金融機関の金融仲介機能等の不全から、成長にマイナスの影響を来すような事態を許容する水準が低いことを指す

■ 監督の効率性：

リスクアペタイトが小さい（リスク許容度が小さい）とは、金融機関の監督に、効率性を考慮することなく、莫大な予算や人員を投入することを許容する水準が低いことを指す

監督当局の主要3分野におけるリスクアペタイト

	欧米	日本
金融システムの安定性	極小（特に国民負担を伴う形での危機の場合）	低
金融システムの経済成長への貢献	高	中
監督の効率性	高	低

主要な監督改革分野における欧米と日本の当局の温度差

	欧米と日本の温度差
TBTF対応	<ul style="list-style-type: none"> 金融危機時におけるTBTF救済に対する拒否反応が現状欧米ほど強くない中で、強い副作用を持つ、再建破綻計画の作成や銀行構造改革、TLAC (Total Loss Absorbing Capacity) の導入等に対する日本の意欲は、欧米ほど大きくはない
ガバナンス、リスク文化	<ul style="list-style-type: none"> RAFの導入には積極的ながら、欧米主要行のようにリスク文化に根差すと考えられるミスコンダクト等の問題があまりみられない中では、リスク文化面での当局の介入も、日本は欧米ほど積極的ではない
フォワードルッキング的視点の強化	<ul style="list-style-type: none"> 金融モニタリング・レポートの公表等を通じて、当局のエマージング・リスクに対する問題意識を積極的に伝えているものの、監督上のストレステストの実施は、十分なエキスパティーズの確保が困難なこともあって依然限定的なものに留まっている
ジャッジメント・ベースによるリスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ジャッジメント・ベースの重要性は認識しつつも、欧米のような規制アービトラージの可能性が低い中で、日本は、バーゼルIIの第1の柱に代表されるようなフォーミュラ・ベースのリスク評価も引き続き重視する傾向
リスクデータ収集分析の強化	<ul style="list-style-type: none"> 欧米同様に、リスクデータ収集分析の重要性は認識しつつも、十分なエキスパティーズの確保が困難なことから、日本の対応はパッシブなものに留まっている
マクロ的視点の強化	<ul style="list-style-type: none"> 金融モニタリング・レポート等を通じて、マクロブルーデンス的視点からの分析や問題意識を伝える作業は強化されつつあるが、十分なエキスパティーズの確保が困難なことから、こうした動きは欧米対比で限定的なものに留まっている

金融システムの安定性への影響という視点に基づく国際金融規制の分類

財務バッファの増強

- ここに分類される規制等は、主に以下に示すように、監督当局の(金融システムの不安定性をもたらすという)リスクに対するアペタイトの低下やリスクの過小評価を是正するもの
 - 当局のリスクアペタイトの低下に対応するものとしては、所要最低自己資本比率の引上げや、レバレッジ比率、流動性比率、TLAC、および監督上のストレステストの導入等
 - リスク過小評価の是正策としては、バーゼルIIの見直しや新しいリスクの取り込み等

Sifisに係るシステミック・リスクの削減

- ここに分類される規制等は、主に以下に示すように、Sifisのモラルハザードを是正するもの
 - リスク・ガバナンスやリスク文化の改革
 - 報酬や評価体系の改革
 - Sifisのモラルハザードをもたらすベイルアウトの可能性の完全排除
 - Sifisの規模の縮小や業務構造の単純化
 - RRPの作成
 - リスク情報のディスクロージャーの強化

市場全般やマクロプルーデンス分野での監督の強化

- ここに分類される規制等は、主に以下に示すように、金融市場全般やマクロプルーデンス上の問題を是正するもの
 - デリバティブ取引のCCPへの集中化とOTC取引へのマージン・コールの導入義務付け、更なる取引情報提供の要請
 - ノンバンクに係る規制、監督の強化
 - 監督上のストレステストの実施を含むマクロプルーデンス分野での監督の強化

金融システムの安定性への国際金融規制のインパクト(1/3)

財務バッファの増強

■ 欧米と日本の当局間での視点の違い(監督上のリスクアペタイト)

- 欧米当局の、金融システムの安定性に係るリスクアペタイトは金融危機後極端に低下。主な理由は、1) Sifisのベイルアウト等への社会一般の不满を代弁する政治的影響、および2) QE等の超金融緩和の副作用(資産価格の過熱等)に対する警戒、が存在すること
- 日本当局の場合、上記のうち2)に関しては共有する部分もあるものの、1)に関しては、テイル・リスクに対し極端に低いアペタイトを有しているわけではなく、Sifisのベイルアウトを完全排除する(或いは長期的なタイムホライズンを前提としたベイルインも認めない)との考えにも与していない(これら方策はむしろ金融システムの安定性を害し得るとの立場)

■ 欧米と日本の当局間での視点の違い(リスクの過小評価)

- 欧米における金融機関のリスク過小評価問題は、主に銀行はモデル開発に際し規制アービトラージの誘因を持つとの当局の強い嫌疑に基づくものであるが、日本ではそのような状態にはない ⇒ 結果的に、日本の当局はバーゼルIIを全面的に見直すアペタイトを有していない
- その一方で、欧米当局同様、日本の当局も、エマージング、戦略、コンダクト、レピュテーション、或いはサイバーセキュリティ・リスクをリスク管理のスコープに取り込むことには積極的

■ 金融システムの安定性へのインパクト

- 財務バッファのある程度の増強は、日本経済もQE、或いは資産過熱による景気浮揚効果への依存を強める中では、金融システムの安定性を維持する上で非常に重要
- 但し、過度な財務バッファの増強は、金融機関の金融仲介機能を阻害すると同時に、当局が認識していないリスクを積極的に取るインセンティブを高める可能性
- Sifisのベイルアウトの完全排除は、仮にこれが日本に適用された場合、ベイルイン手段がまだ実際に活用された例がないこともあり、かえって金融システムの安定性に係る不確実性を高める可能性
- 信用リスクやオペリスク等へのone-size fits all 的な規制が増えることで、銀行行動にネガティブな影響をもたらすバイアスが生じる可能性。同時に、複雑な標準的手法への対応等に、当局、或いは銀行のリスク管理部門の多くの人材が投じられることで、より重要なエマージング・リスク等を見落とし、結果として金融システム全体を危機に晒す可能性が高まる恐れ

金融システムの安定性への国際金融規制のインパクト(2/3)

Sifisに係るシステミック・リスクの削減

■ 欧米と日本の当局間での視点の違い

- 欧米当局は、Sifisによるモラルハザードによって引き起こされた無責任なリスクテイクを、金融システムを危機に陥れた一つの重要な要因だと認識
- SifisのTBTF的状况がモラルハザードを生んだという事実、さらには誤ったリスク文化がこうした「外部性」の悪用を促してしまったという事実が、当局をして、Sifisの規模を縮小したり、事業構造を単純化させることでSifisのTBTF的状况を解消させる、或いは彼らのリスク文化・ガバナンスや報酬体系を改革することに駆り立てせしめた
- 一方、日本の当局は、銀行「性悪説」に必ずしも同意するわけではない。また日本の場合、メガバンクのケースでもあっても、事業構造がそれほど複雑でないほか、その規模もGDP対比で見れば、欧州の大銀行比小さい状況
- 日本の当局も、RAFの構築等を通じて銀行のコーポレート・ガバナンスを強化することにはむしろ積極的だが、その目的はやや異なる－日本の場合は、むしろ金融機関の収益性や経営の持続可能性を高めるために、彼らのリスクアペタイトを押し上げる道具としてRAFが使われている側面もある

■ 金融システムの安定性へのインパクト

- 米国の当局は、銀行の報酬体系を徹底的に改革するには至っておらず、結果的に、SifisからTBTF的状况を解消させる規制に頼らざるを得ない状況となっている
- もっとも、銀行に対し一定のトレーディング・ビジネス等を禁じる措置(ボルカールール等)は、市場流動性の枯渇を招き、これが金融システムの安定性を毀損する可能性も生じている
- 視点の違いで示した要因から、日本の当局は、Sifisのシステミックリスクを削減する規制の導入に関し、それほど積極的ではない。もっとも日本の当局も、日本を代表する企業で最近発覚した日本固有のガバナンスに係る問題や、海外(特にアジア)でのビジネス拡大に積極的なメガバンクの姿勢等を考慮した上で、金融システムの安定性を確保するために、本邦Sifisに対し何らかの対処を求める必要が出てくるかもしれない

金融システムの安定性への国際金融規制のインパクト(3/3)

市場分野やマクロプルーデンス分野での監督の強化

■ 欧米と日本の当局間での視点の違い

- デリバティブ取引の透明性の向上やマクロプルーデンス分野での監督強化に係る重要性については、欧米と日本の当局の間で認識に大きな相違はない
- 但し、日本の当局は、例えば市場規制の導入については、「デリバ難民」の発生といった副作用も強く危惧している
- 欧米の当局と異なり、日本の当局は、マクロプルーデンス分野での監督強化(含む監督上のストレステストの実施)に際し、幾つかのチャレンジに直面している。一つは、本来マクロプルーデンス分野に強みを持つと考えられる中央銀行と監督当局が分離していること。二つ目は、監督に投入する人や予算の大幅な増加を許すような社会的なコンセンサスが存在しないことである
- 悪化する財政バランスとこれが将来もたらし得る日本におけるソブリン危機も、日本の当局や、さらには大銀行が欧米の当局とはやや異なる手法でマクロプルーデンス問題に対処せざるをえない理由である。例えば、日本の場合、当局とSifisはマクロプルーデンス上の問題克服に際し、欧米当局のように「対応できなければ破綻処理する」といった突き放した対応ではなく、より「協調的」手法を必要とする可能性もある

■ 金融システムの安定性へのインパクト

- デリバティブ取引のコストの上昇は、SME等のデリバティブ取引の使用(他の経済主体とのリスクの共有化)を妨げ、結果的にSME等の金融危機へのエクスポージャーを増やすことに繋がり得る
- CCPへのデリバティブ取引の集中化は一方で、システムック・リスクの増加にも繋がり得る
- 日本の場合、人材等の面で不十分な状況にあるマクロプルーデンス分野の監督体制が、例えば将来におけるソブリン危機の発生に際し、当局と銀行間での協調を含む、素早く柔軟でフォワード・ルッキングな対応を困難化させるかもしれない

金融モニタリング基本方針のポイント

金融モニタリング基本方針は、金融モニタリングレポートを踏まえ、金融機関が健全性を維持しつつ、金融仲介機能を持続的に発揮することを求めることである

平成26事務年度の重点施策(=全業態に共通実施)

- 金融モニタリングレポートにおける金融環境の認識や水平的レビュー等の結果を踏まえ、当局の問題意識と金融機関における重要な経営課題を記載して、金融機関に求められる基本的な対応(=取組状況※)を検証することが重点施策

※ 「取組状況」とは、経営課題およびその理由を認識して改善目標を定め、計画的に実施すること

- 顧客ニーズに応える経営
- 事業性評価等に基づく融資等
- 資産運用の高度化
- マクロプルーデンス
- 統合的リスク管理
- ビジネスモデルの持続可能性と経営管理
- 顧客の信頼・安心感の確保等
- 東日本大震災からの復興の加速化
- 公的金融と民間金融

今後の規制の姿

日本を取り巻く外部環境を想定した場合、日本の今後の規制を規定する要因は、1) 黄昏経済の喚起、2) (現在の規制の流れに違和感を覚える) アジアの呼び込み、3) 日本が直面する蓋然性の高いストレスイベント、となるか

■ 成長鈍化と新しい国際金融規制の不具合の顕現化⇒アジア的金融規制の主導

- テイル・フォーカス型の監督体制の修正
- リスク文化否定型の監督体制の修正(但し、本邦金融機関の海外における活動、および海外金融機関の日本における活動には別ルールが適用されるか?)
- インセンティブ体系を活用したリスク管理高度化の推進
- フォワードルッキングなリスク把握やマクロプルーデンスに焦点を当てた監督の強化
- 成長寄与を重視したリスクアペタイト喚起型の監督
- 国際金融センター化を意識した「アジアの声」集積に向けた動き

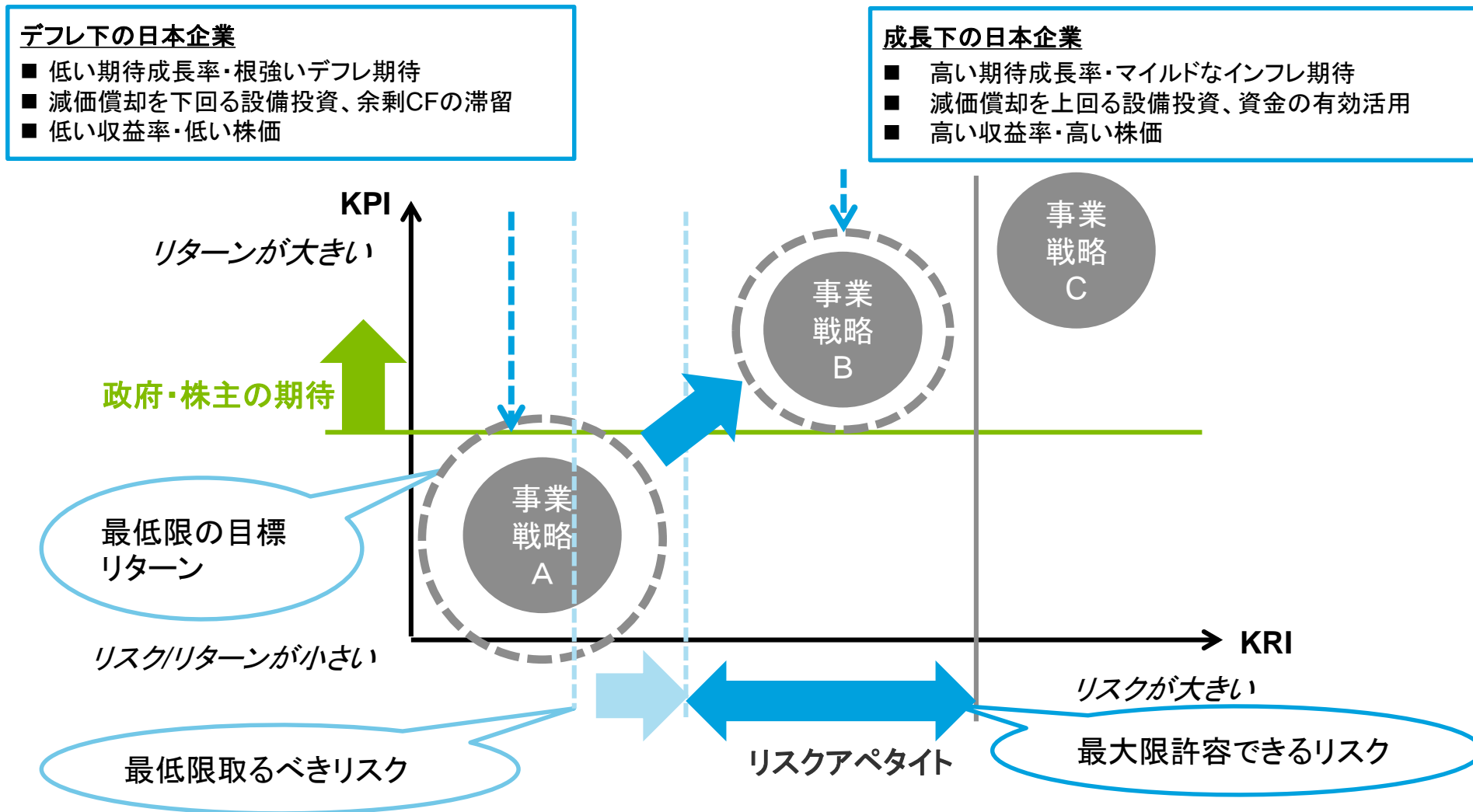
■ 財政を中心とした不均衡の深刻化⇒マクロプルーデンス体制の強化

- フォワードルッキングなリスク把握やマクロプルーデンスに焦点を当てた監督の強化
- 具体的には、日本銀行も巻き込んだ「監督上のストレステスト」の強化
- 主な対象ストレスイベントは、「財政に対する信認の低下」、および「デフレ完全脱却(インフレ再来)」

■ FinTech等の技術革新⇒エンティティではなく、より機能面を重視した緩やかな金融規制へのシフト

- 基本的には、既成の金融秩序からFinTechを「守る」ことが、当初の規制の役割となるか

「何もしないリスク」を意識した規制の展開



Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited